田辺市における道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

_				
一般旅客自動車運送事業 用自動車等が停車又は駐			最左欄の停留所における 左欄の停車又は駐車が道	
車をする乗合自動車の停	所 在 地	用自動車等の範囲	路又は交通の状況により	関係者及び
留所の名称			支障がないものとなるよ	合 意 状 況
			┃  うにするため必要と認め	
			る事項	
湯の峰温泉	    田 辺 市 本 宮 町 湯 峯 字 松 葉 257の 先		最左欄の停留所におけ	関係者
		┃   運 送 事 業 者 ( 龍 神 自 動	る左欄の停車又は駐車は、	龍神自動車株式会社
下湯の峰	田辺市本宮町下湯川617	■車株式会社)が行う道	左欄に係る運行時間内に	和 歌 山 県 公 安 委 員 会
		┃ ┣路 運 送 法 ( 昭 和 2 6 年 法	限るものとする。	近 畿 運 輸 局
下湯川	田辺市本宮町下湯川494の先	律 第 1 8 3 号 ) 第 2 1 条 第 1	最左欄の停留所を使用	田辺市
		項第2号に規定する乗	している一般乗合旅客自	明光バス株式会社
渡 瀬 温 泉	田辺市本宮町渡瀬963	合旅客の運送の用に供	動車運送事業者と運行時	熊野御坊南海バス株式会社
		する自動車に限る。	刻について調整を図り、	奈 良 交 通 株 式 会 社
川湯温泉	田辺市本宮町川湯1の先		交通に支障を来さないよ	
かめや前	田辺市本宮町川湯1434の先		うにすること。	令和7年10月31日、上記 関係者において合意
ふじや前	田辺市本宮町川湯1452の先			
請川	田辺市本宮町請川302の先			
大日越登り口	田辺市本宮町本宮487の先			
大宮大社前	田辺市本宮町本宮100番地の1先			